

多摩イノベーションエコシステム企画選定委員会設置要領

制定 2021年 3月30日
改正 2022年 4月 1日
改正 2023年 4月 1日
改正 2024年 4月 1日
改正 2025年 3月31日

(設置目的)

第1条 多摩イノベーションエコシステム促進事業の企画・運営を委託する業者の選定については企画提案方式とし、企画提案を審議し選定するため、多摩イノベーションエコシステム実行委員会に多摩イノベーションエコシステム企画選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 多摩イノベーションエコシステム促進事業の企画提案について審査すること。
- (2) 多摩イノベーションエコシステム促進事業の企画提案について選定すること。
- (3) 委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は必要に応じて、前項に定める者以外の者を臨時に委員として指名することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

- 2 委員長が不在のときは、東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長の職にある者または同等の職にある者で委員長が指定する者がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員会の招集は、委員長が行う。
- (2) 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、他の委員の承認がある場合は、代理出席を認めるものとする。また、緊急やむを得ない事情があり、委員会を開催できない場合には、書面による持ち回りの方法により決定すること

ができる。

(3) 委員会の議事は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局が処理する。

(その他)

第7条 本要領に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要領は、2021年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2025年4月1日から施行する。

別表 1

多摩イノベーションエコシステム企画選定委員会	
委員長	東京都 産業労働局 商工部長
委員	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 中小企業相談所長 (または同等の役職にある者)
	東京都商工会連合会 地域振興課長 (または同等の役職にある者)
	一般社団法人首都圏産業活性化協会 事務局次長 (または同等の役職にある者)
	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部多摩支社長 (または同等の役職にある者)
	地方独立行政法人東京都立産業技術センター 多摩テクノプラザ総合支援課長
	東京都産業労働局商工部 中小企業振興対策担当課長